

HIRATSUKA KYOUKAIHOU

No.281

平塚協会報

発行所：公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 平塚支部
発行責任者：矢作 武夫

『2025 年度定時総会開催される』

神奈川労務安全衛生協会平塚支部2025年度定時総会が、4月18日(金)15時より、平塚プレジールの大広間にて、平塚市より落合市長と小嶋産業振興課課長、平塚労働基準監督署からは、松木監督課長と神奈川労務安全衛生協会本部より古屋専務理事をお招きして開催されました。開催に先立ち、司会の日産車体(株)小石川氏より総会成立宣言がありました。

『本総会は、出席44社、委任状224社(計268社)、会員349社の過半数以上』につき総会は成立しました。支部長の日産車体(株)立川氏の挨拶、落合市長の挨拶に続き、議長は協会規則により支部長が就任し、総会書記2名も選出され、各議案の審議を実施しました。

- 第1号議案 「2024年度事業報告の承認を求める件」
副支部長、事務局長より事業報告・支部活動報告が、各部長より部会活動実施報告がありました。
- 第2号議案 「2024年度収支決算報告の承認を求める件」
事務局長より決算内容の説明があり、監査結果も相違ない旨の報告が行なわれました。
第1号議案、第2号議案は一括審議され、満場一致で承認されました。
- 第3号議案 「2025年度事業計画審議の件」
副支部長より事業計画(案)及び事業概要の説明、事務局長より補足説明がありました。

- 第4号議案 「2025年度収支予算審議の件」
事務局長より予算内容の説明がありました。
第3号議案、第4号議案は一括審議され、満場一致で承認されました。
- 第5号議案 「2025年度支部役員改選の承認を求める件」
事務局長より支部専任理事ほか役員任免の説明があり、満場一致で承認されました。

なお新支部長立川氏のご挨拶については本号の1ページに記載されておりますので、そちらをご参照願います。
最後に、来賓としてお越しいただきました、平塚労働基準監督署松木監督課長、神奈川労務安全衛生協会本部古屋専務理事よりご祝辞を頂戴し、横浜ゴム(株)久原副支部長から閉会の挨拶が述べられ、定時総会は滞りなく終了しました。 日産車体エンジニアリング(株) 椿本 記



支部長交代就任のご挨拶

日産車体(株) 安全環境部 部長 立川 浩二

平塚支部会員の皆さま、今年の4月1日より支部長という大役を仰せつかりました日産車体 安全環境部の立川と申します。34年前に日産車体(株)に入社し新型車の試作、生産設備の準備、工場 製造部門でのもの造りを経験して参りました。微力では御座いますが、会員の皆さま、事務局の皆さまのご理解とご協力をいただきながら平塚支部発展のために努力して参りますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

さて、我が国の労働行政を取り巻く情勢は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない状況にあります。

そういった状況において、人手不足の克服、継続的な賃

上げ、多様な働き方の実現による持続的な成長と分配の好循環を実現することが重要となっています。また、労働災害の防止については、「安全はすべてに優先する」という高い意識と「すべての労災は必ず防ぐことができる」という信念から生まれると考えます。

平塚支部といたしましても今年度の基本方針に基づき、労働災害の防止、健康保持増進、適正な労働条件の確保等のための活動を促進してまいります。合わせて、平塚支部「会員事業者の拡大取り組み」と「支部会計の収支改善」にも臨んで参りますので会員皆さまのご支援とご協力をお願い致します。

最後になりますが、平塚支部ならびに会員皆さまの益々のご発展とご健勝、そして今年度の無事故、無災害を祈念いたしまして、支部長就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

新 任 ご 挨 拶

(令和7年4月1日付け人事異動)

平塚労働基準監督署 署長

後藤 忠行 (ごとう ただゆき)



令和7年4月1日付けの人事異動で平塚労働基準監督署長に着任いたしました後藤と申します。今後1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。現在、労働基準監督署では、従来的一般労働条件確保及び労働災害防止のための対策に加え、「賃上げパッケージ」として、労働者の賃金の引上げについて事業場に働きかけ、あわせて助成金制度の周知広報を行っているところです。

これは、日本経済の活性化を目的とした政府全体の取り組みの一環ではありますが、各事業場様のご理解とご協力が欠かせません。ぜひご助力いただきますようお願いいたします。最後にになりましたが、皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念し、着任の挨拶とさせていただきます。

平塚労働基準監督署 安全衛生課長

高松 崇 (たかまつ たかし)



福島局白河労働基準監督署から赴任してきました高松と申します。当署における令和6年の労働災害発生件数は、令和5年に比べ、6パーセントの減少の598件となりました。

しかしながら、14次防における目標は499件であり、いまだ目標を100件上回っている状況です。これから安全週間を迎えますが、当署では「630(労災ゼロ)」という独自の取り組みも行っているところです。

微力ながら災害減少に尽くしていきたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平塚労働基準監督署 労災課長

鈴木 淳嗣 (すずき あつし)

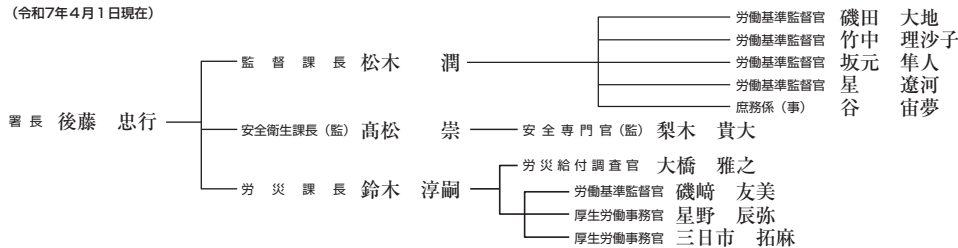


日ごろから労災保険業務の適正な運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。当署では、毎年6000件程度の保険請求に対する処理を行っているところです。不幸にして労働者の方が業務上あるいは通勤上お怪我をされた際には、迅速な支給等の決定のため、調査へのご協力をお願いします。

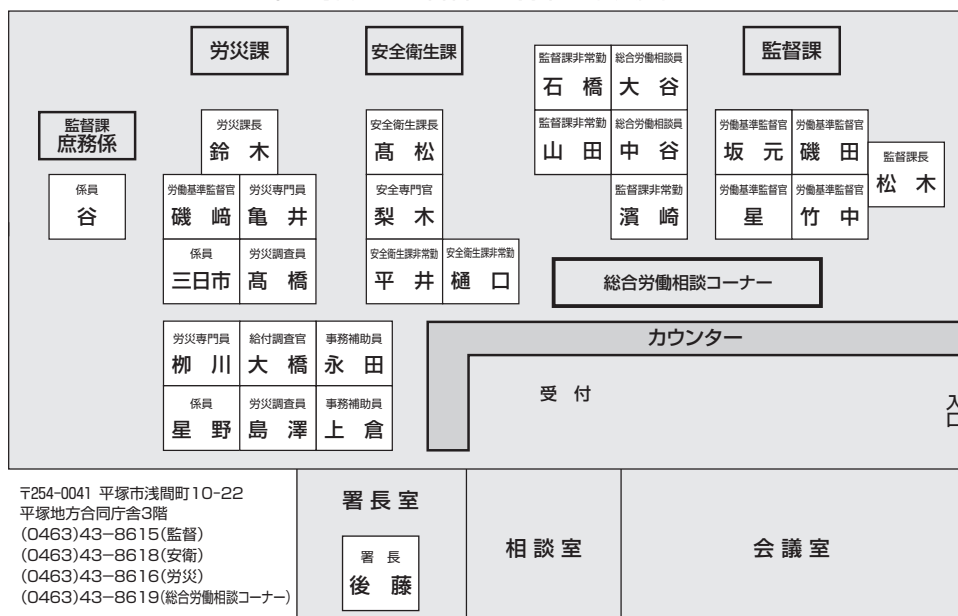
また、6月1日から7月10日までは、労働保険の年度更新の時期となります。毎年お手間をおかけして恐縮ですが、7月に入りますと混雑が予想されますので、早めにご申告いただきますようお願いいたします。

平塚労働基準監督署組織図

(令和7年4月1日現在)



平塚労働基準監督署 業務案内・職員配置図



■労働災害発生状況 (労働者死傷病報告件数)

(令和7年3月末日時点)

		製造業	食品製造業 (製造業の内数)	建設業	道路貨物運送・ 陸上貨物取扱	小売業	社会福祉 施設	飲食店	その他	計
平 塚 労働基準 監督 署	令和6年 うち死亡災害	99 0	17 0	59 0	74 2	68 1	106 0	24 0	151 1	598 4
	令和5年 うち死亡災害	106 0	30 0	73 0	69 1	65 0	90 0	23 0	209 1	637 2
	令和4年 うち死亡災害	113 0	24 0	44 0	73 0	63 0	262 0	25 0	225 0	805 0

監督署からのお知らせ

神奈川労働局・労働基準監督署では、「賃上げパッケージ」として、働く方の賃金の引き上げを支援しています。

詳細は神奈川労働局の賃上げ特設ページをご参照下さい

厚労省 中小企業庁

厚労省 中小企業庁

中小企業庁

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 最低賃金相談会

問い合わせ先：高松労働局労働政策課 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は高松市労働局雇用課（各）

事務管内で最も低賃金（事務管内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に関する設備投資等（設備投資、人材育成、教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者へ、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限度・助成率・助成対象期間等に特例的な拡充が受けられます。

高松労働局労働政策課

検索

② キャリアアップ助成金

問い合わせ先：高松市労働局又は「ローワーク

有期雇用労働者、パート労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、助成が定められている同一労働同一賃金に取り組みやすいと評価する「年功の壁」を撤廃した働き方への対応に取り組む企業にも活用することができます。

キャリアアップ助成金

検索

③ 中小企業賃上げ向上支援情報

問い合わせ先：日本労働組合総連合会 電話：0120-154-505

青色申告書を作成している中小企業経営者へ、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得控除）から控除できる制度です。

賃上げ支援情報

検索

④ 企業活動力強化費付（高松市広域振興支援費助成）

問い合わせ先：日本労働組合総連合会 電話：0120-154-505

事業費中で最も低賃金（事務管内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備投資や設備更新を低コストで実施します。

高松市広域振興支援費助成

検索

2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

問い合わせ先：〈先般設備導入計画の作成等について〉高松市税務課の導入する市町村先般設備導入計画に照準し〈削減について〉中小企業支援センター 高松市先般設備導入計画に照準し
〈削減率について〉中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-6281-8821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）
〈制度について〉中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-181

中小企業経営者や法人税に課税する、市町村が固定資産税に「先般設備導入計画」に基づいて取得した設備に対して、地方税法において税額軽減に係る固定資産税の特例措置を前記することで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を支援します。

先般設備導入計画

検索

⑥ 中小企業経営者支援（経済力向上計画）

問い合わせ先：経済力向上計画相談窓口 中小企業庁企業課 電話：03-3501-1957（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

中小企業・小規模事業者等による経済力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別等に「経済力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の優遇を受けることができます。

経済力向上計画

検索

⑦ パートワークシップ推進制度

問い合わせ先：〈「宣言」の作成について〉 中小企業庁企業課 電話：03-3501-1765
〈「宣言」の提出・他機関について〉（少額）全国中小企業振興推進協議会 電話：03-5541-6688

下請中小企業振興法における「労働協約」を締結することを希望し宣言すること、関係者による労使交渉への「労使関係の向上」を目的とし、下請法の適正化を促しています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するべく、また、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

パートワークシップ

検索

⑧ 労務費の削減と生産性の向上に関する支援

問い合わせ先：公正取引委員会公平競争環境整備利用取組推進課 電話：03-3581-3379

企業内・業 業間競争地位活用策を推進し競争環境を整備 電話：03-3581-3379

労務費の削減を目的とする取組に際し、中小企業が賃上げの取組を進めることができるようにするため、労務費・労務費削減と生産性向上の取組を推進し、競争環境を整備しています。

労務費削減支援

検索

⑨ 賃金削減に資する「中小企業賃上げに関する同等の取組の基本方針」

問い合わせ先：中小企業庁労務課 電話：03-3501-1669

「中小企業賃上げに関する同等の取組の基本方針」において、最低賃金削減の取組に資する同等の取組の見直しについて定めています。

賃金削減基本方針

検索

⑩ 賃金削減対策ポータルサイト

問い合わせ先：中小企業庁労務課 電話：03-3501-1669

国・県・市町村が実施する「賃金削減対策」に関する取組を推進し、企業内・業間競争地位活用策を推進し競争環境を整備 電話：03-3581-3379

国・県・市町村が実施する「賃金削減対策」に関する取組を推進し、企業内・業間競争地位活用策を推進し競争環境を整備 電話：03-3581-3379

賃金削減対策ポータルサイト

検索

4. 賃金削減に関する支援

⑪ セーフティネット貸付制度

問い合わせ先：日本労働組合総連合会（日本労働） 電話：0120-154-505
労働政策研究開発機構（労働政策） 電話：098-941-1795

一時的に売上減少・利益減少が顕著化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の救済を目的とする制度です。

セーフティネット貸付

検索

⑫ 小規模事業者向け低賃金相談会（専門相談）

問い合わせ先：事務局の所在する地区の商工会・商工会事務所
日本労働組合総連合会（労働政策研究開発機構）の本店

小規模事業者に対して、経営改善のための賃金削減支援、労働者・経営者・組合員と話し合います。

専門相談

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑬ 雇用調整手帳に対する助成金

問い合わせ先：高松市労働局又は「ローワーク

中小企業・小規模事業者等が雇用調整手帳の取得、扶養の向上等の取組を行う場合に、助成金（人材開発助成金）、（人材開発助成金）、（人材開発助成金）、（人材開発助成金）を支給します。

雇用調整手帳に対する助成金

検索

① 中小企業専任技術官制度に基づく法人の特例（経費強化補助） 問い合わせ先：中小企業専任サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00） 中小企業専任技術官に就いて、経費削減上の特典を享受し、生産拡大の促進を図り、営業に配慮してはいまの景況や今後の成長のために特に必要と判断した場合、即時承認または特種承認の10%（最大金3,000万円※）（償却1年以内の法人延7%）の特典給付を受け取ることができる。		財政強化補助 検索
② 中小企業能力化投資補助事業 問い合わせ先：中小企業能力化投資補助事業 コールセンター 電話：0570-019646（9:30～17:00／月曜～金曜（土・日・祝日除く）） 人手不足が原因で中小企業の売上減少、能力低下に関して、カタログから選ぶような汎用用品の購入について、販路を広げる支援を行います。		能力化推進会 検索
③ ものづくり・開発、サービス生産性向上促進補助金 問い合わせ先：ものづくり振興事業部サポートセンター 電話：050-3281-7013（10:00～17:00 土日祝日及び12/29～1/3を除く） 生産性向上を目指す革新的な商品「サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等」の設備投資等の経費の一部を支援します。		ものづくり補助金 検索
④ 小規模事業者向け活性化補助金 問い合わせ先：＜阿工会の関係地域で事業を営む方＞全国型工場組合 問合せ先は所在地によって異なるため、URL をご参照ください。 https://www.afobokai.co.jp/jio/kaki_n_1/ ＜道庁上級部の管轄地域で事業を営む方＞ 電話：03-4330-3480 小規模事業者が販路計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。		活性化補助金 検索
⑤ サービスマネジメントIT導入支援事業補助金 問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 電話：0570-666-376 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。		IT導入補助金 検索
⑥ 事業承継・引継ぎ補助金 問い合わせ先：事業承継・引継ぎが可能な事業所 （経済産業局等）：050-3000-3550 （専門窓口団体/税務・行政相談窓口）：050-3000-3551 事業承継・M&A 後の円滑な移行（設備投資や労務管理等）に係る費用、M&A 時の専門家に係る費用、事業承継 M&A の円滑な移行に係る費用（買収対価等）を支援します。		事業承継・引継ぎ補助金 検索
3. 下記取引の改善・新たな取引方式の実現に関する支援		
⑦ 下請取引取引者の増進のためのガイドライン 問い合わせ先：中小企業取引取引課 電話：03-3501-1669 顧客会社と下請業者との相互に取引関係を構築するために、両組織の下請取引取引者の増進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		下請ガイドライン 検索
パートナーシップ推進宣言 検索		
⑧ 人材確保支援補助金 問い合わせ先：都府県労働局又はハローワーク 東京都と中部圏広域連携が、新たな働き方づくりにために、労働協約の向上等の推進により従業員の新規採用の促進等を図る場合に該当します。		人材確保支援補助金 検索
⑨ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク 雇用調整が難しい状況において、事業所を新規・増強し、その地域に居住する若手労働者を雇い入れた事業主に適応します。		地域雇用開発助成金 検索
⑩ 人材育成支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク 従業員に対して計画的に研修を実施した旨や、教育訓練外枠制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合、研修費や福利厚生中の賃金の一部などを助成します。		人材育成支援助成金 検索
6. 相乗効果		
⑪ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都府県のよろず支援拠点 中小企業・小規模事業者等が抱える様々な課題に対応でき、相談対応するワンストップ窓口として、各都府県内に「よろず支援拠点」を設置しています。		よろず支援拠点 検索
⑫ 下請け代行のみ 問い合わせ先：（公設）全国中小企業総合担当地区協会 各都府県の下請け代行のみ 電話：0120-418-618 中小企業・小規模事業者の個人が親元と取引上の権利義務を受け付けておきます。経理訴訟に代わって、親元や弁護士がアドバイスを行います。		下請け代行のみ 検索
⑬ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方推進支援センター 全国47都府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者が働き方の改善に取り組むことを支援しており、労務管理の専門家から指導し、雇用外労働の上昇規制や同一労働同一賃金、賞与払いなど、働き方改革を広く支援する取組に関する疑問やコンサルテーションを実施しています。ぜひご利用ください。		働き方改革 特設サイト 検索
⑭ 中小企業友好補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340 中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援情報（展覧）を「使ってらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトで、支援制度等の最新情報を簡単に閲覧でき、電子申請までサポートします。		ミラサポ plus 検索



雑感

『支部安全部会のイベントについて』

三菱ケミカル(株) 関東事業所 柳田 元男

ご安全に。昨年4月から当協会平塚支部の安全部会長を仰せつかっています三菱ケミカル(株)関東事業所の柳田と申します。一昨年10月に平塚へ赴任して当協会と初めて関わりを持つことになりましたが、タイミング良く本部の安全部会長までも仰せつかってしまいました。それぞれの部会の運営について何ら知識も経験もない状態でしたが、何とかこの1年間に無事に乗り切ることができて安堵しています。多くのサポートをいただきました関係者の皆様にはこの紙面をお借りして感謝申し上げます。

さて、支部安全部会で主催するイベントがいくつかありますが、その中の1つに“安全部会講演会”というものがあります。昨年度は安衛法改正のタイミングでもありましたので『自律的な化学物質管理の具体的な対応について』を企画させていただきました。テーマ決めはもちろんですが講師の選定などの出来不出来で講演会の評価が分かれることとなりますので、当日の講演会が終了するまで心配が

尽きませんでしたが、中災防から派遣いただいた講師が厚労省OBの方で化学物質に係る行政の裏側までとてもわかり易くお話してくださったこともあり、参加者の皆様からとても好評を得ることができました。講演テーマや講師が決まるまで紆余曲折ありましたが、初めて携わった企画としてはとても充実感を味わうことができたように思います。

今年度も会員事業場の皆様にとって有益な講演会となるように支部安全部会メンバーとテーマ探しを始めたところです。会員事業場の皆様からのご要望も反映させたいと考えておりますので、ご興味のあるテーマがありましたら支部事務局へご一報いただけますと幸いです。

最後になりますが、会員事業場の皆様におかれましては、支部安全部会が主催するイベントへ多くの方にご参加いただけますよう、引き続き、ご理解とご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。



「自律神経を整えて心身の健康を守る。」

心と身体支援・オフィスみどり 代表 中野 みどり

風薫る5月、緑芽が日増しにその色を増してきました。しかし、寒暖差が激しい時期、体が気温の変化に対応しきれず、自律神経が乱れ体調を崩されている方も多いようです。

自律神経とは交感神経と副交感神経がバランスよく働くことで体内の状態を調整する重要なシステムですが、このバランスが崩れると疲労感やストレス、不眠等の不調が現れることがあります。そこで、実生活で自律神経を整えるための具体的な方法をいくつかご紹介します。毎日のちょっとした習慣の工夫が、健康に繋がりますよ！

1. 朝日を浴びる。体内時計をリセットし、自律神経のバ

ランスを整えるのに効果的です。

2. 深い呼吸を意識する。ゆっくり息を吸い、ゆっくり吐き出すことで、副交感神経が優位になります。

3. 湯船に浸かる。ぬるめのお湯が自律神経を穏やかに整えるのに最適ですし、汗をかくことで、暑熱順化が出来、熱中症予防にもなります。

4. 短時間でも運動をする。5分のストレッチや軽いウォーキングでも、自律神経のバランス改善に役立ちますし、特に座りっぱなしの方にはお勧めです。

出来ることから始めてみてください。毎日の積み重ねが大きな変化をもたらしますよ。

編集後記

5月となりスギやヒノキによる花粉に苦しんでいた方々にとっては待ち望んだ季節を迎えたのではないのでしょうか。花粉症に毎年悩まされている私は、この時期まで積極的な外出は控えておりましたが、やっと外出を楽しむことが出来そうです。気候も良く、潮干狩りや森林浴、ショッピングや旅行など外出する人・機会が増えてくるのではないのでしょうか。

この時期は平均気温も上昇し日差しも強くなりますので、紫外線対策を行いつつ、熱中症予防についても意識していく良いタイミングではないかと感じています。熱中症

は毎年6月初旬頃から発症数が増え始め梅雨の晴れ間や梅雨明けなど「体が暑さに慣れていないとき」にリスクが高まり、7月初旬には緊急搬送数が急増する傾向にあるとされています。

近年では春を楽しむ間もなく気温が高くなり、夏の日差しを迎える時期が例年よりも早くなっていると感じます。暑さに強い体になるためには軽く汗を流す運動習慣などにより、汗が出やすい体に整えていくことが有効だとされています。手段としてウォーキング・サイクリング、入浴(サウナなど)が挙げられますが、自分自身に合わせたスタイルを自由に選択し、季節を楽しみながら暑さに備えていきたいものです。

(株)KELK 川田 記